

# 水銀条約の概要

平成25年7月  
外務省地球環境課

## 1. 背景及び今後のスケジュール

- 平成22年から、5回の政府間交渉委員会(INC)を開催(平成23年1月のINC2において、外交会議の我が国への招致が決定)。
- 本年1月13日から18日までジュネーブで開催された第5回政府間交渉委員会(最終会合)では、条約案に合意されるとともに、名称を「水銀に関する水俣条約」とすることが決定。
- 本年10月に条約の採択・署名のための外交会議を熊本県で開催予定(下記スケジュール)。
  - 7-8日:準備会合(於:熊本市)
  - 9日: Ceremonial Opening (於:水俣市)
  - 10-11日:外交会議(於:熊本市)

## 2. 条文の主な内容

- 前文に、水俣病の教訓に関する記述。
- 鉱山からの水銀産出について、条約発効後の新規鉱山開発は禁止。既存の鉱山からの鉱出については条約発効から15年後に禁止。
- 水銀の貿易について、条約上認められた用途や廃棄処分等を目的とするもの以外を禁止。輸入国の事前同意に関する制度を導入。
- 水銀含有製品・水銀使用製造プロセスについては、日本等が事前に作成した対象リスト案を基に条約作成。電池、一定含有量以上の照明器具、体温計、血圧計等の猶予期間後の製造・輸出入を禁止。また、塩素アルカリ工業、アセトアルデヒド製造施設等を対象に、猶予期間後に製造プロセスにおける水銀の使用を禁止。
- 人力小規模金採掘について、国家計画に基づいて縮減。
- 大気への排出について、石炭火力発電所、非鉄金属精錬施設等を対象とし、最適技術や排出基準値の適用等により排出削減対策を実施。水・土壌への放出については規制対象となる放出源を各国が特定し、最適技術や排出基準値により放出削減を実施。
- 水銀の一時保管、廃棄物管理、汚染地対策については、ガイドライン等に基づいて環境上適正に実施。
- 途上国への資金援助、途上国の能力強化・技術支援・技術移転を実施。GEF(地球環境ファシリティ)信託基金を主たる資金メカニズムに、能力開発、技術支援を支援する国際プログラムを補完的なメカニズムに位置付け。
- その他、健康面の対策、遵守委員会の設立。

## (参考)

- 日本の水銀需要(蛍光管、血圧計、無機薬品、電池など):約8トン/年(2010年度ベースの推計値)
  - ※全世界の水銀需要:約3,798トン(主な用途:小規模金採掘、塩ビモノマー製造工程、塩素アルカリ工業製造工程)
- 日本の大気排出量:約19~24トン/年(2010年度ベースの推計値)
  - ※全世界の大気排出量:約1,960トン(アジアが49%、分野別では小規模金採掘と化石燃料燃焼が全体の6割)